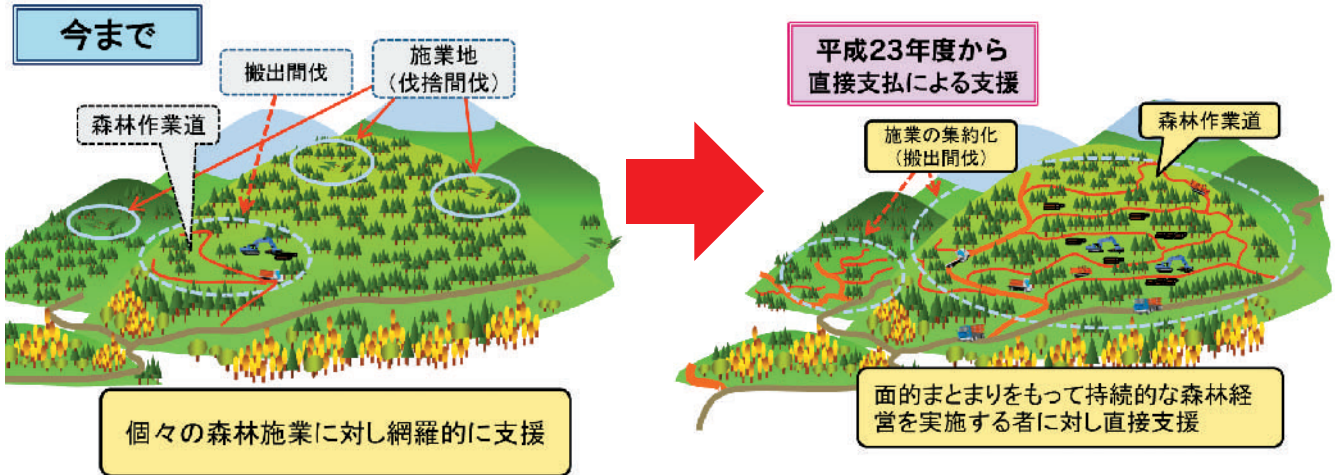


ご存じですか？ 間伐事業の支援制度が変わりました

■造林事業（国庫事業）



【採択要件】

- 森林施業計画の認定を受けた者
- 市町村長と協定締結した者
- 特定間伐等促進計画の事業主体
- 公的森林整備として行うもの

【採択要件】

- 森林施業計画の認定を受けた者（平成24年度森林経営計画策定者）
- 集約化実施計画の対象森林
- 特定間伐等促進計画の事業主体
- * 平成23年度は、集約化実施計画＋森林施業計画または特定間伐等促進計画
平成24年度は、森林経営計画又は集約化実施計画＋森林施業計画または特定間伐等促進計画

施業を集約化し、搬出等をする場合の補助事業

■造林事業（国庫事業）

緊急間	対象林齢	作業内容	事業規模	伐採率	補助要件等	補助率	1申請当たりの面積
間伐	～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	0.1ha以上／施行地 *集約化実施計画当たりの面積が、年間5ha以上かつ平均搬出材積が10m ³ /ha以上	30%	いずれの作業種も事前の計画が必要 事前計画（森林作業道の計画を含む）の提出及び集約化実施計画の承認を受け、かつ特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者又は森林施業計画の認定を受けた者（平成24年度以降は「森林経営計画」の策定者）	68%	5.0ha以上
更新伐	～60年生	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積	0.1ha以上／施行地	A 規定無 B 30%	①森林施業計画の認定を受けた者 ②その他（平成24年度以降は「森林施業計画」の認定を受けた者又は森林経営計画」の策定者）	① 68% ② 36% （平成24年度以降は68%のみ）	0.1ha以上

※間伐の例 搬出間伐が1haで、切捨間伐を4ha施行した場合は、搬出材積が50m³以上必要。なお、チップ、パルプ材も可。

自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業

■緊急間伐総合支援事業（県事業）

- 内容：切捨間伐、搬出間伐、作業道について支援。
- 補助率：定額 切捨間伐55千円/ha、搬出間伐183千円/ha、作業道500～1,500円/m

■自伐林家等支援事業（県事業）

- 内容：自己所有林を自ら実施する小口素材搬入、切捨間伐、搬出間伐、作業道について支援。
- 補助率：定額 小口素材搬入2千円～6千円/m³（森林組合）切捨間伐55千円/ha、搬出間伐183千円/ha、作業道500～1,500円/m（自伐林家等）*小口素材搬入は、少量で出せなかった間伐材を森林組合が森林所有者に代わって回収、販売、精算。

【放置森林等対策事業】

■森林整備加速化事業（国庫事業）

- 内容：林齢が11年生以上で、6年間以上手入れをしていない人工林で行う間伐、作業道開設。
- *手入れの遅れた放置森林や道路から離れているために移動時間がかかるなど、主に条件の悪い森林を整備するものです。（自分の山を自分で手入れする場合は対象外です。）

【森林環境税を利用した事業】

■みどりの環境整備支援事業（森林環境税）

- 内容：11～35年生の人工林の切捨間伐（造林事業、緊急間伐総合支援事業、自伐林家等支援事業と併用）
- 補助率：定額 除間伐29千円/ha～50千円/ha *ただし、補助事業終了後、10年間は皆伐ができません。

○お問い合わせ 佐賀支所 海洋森林課 ☎55-3115

幡多林業事務所 ☎35-5977・高知県 林業改革課 ☎088-821-4602